

第4次 西都市地域福祉計画・西都市地域福祉活動計画 第1次西都市再犯防止推進計画 ～ダイジェスト版～ (令和7年度～令和11年度)

1 基本理念

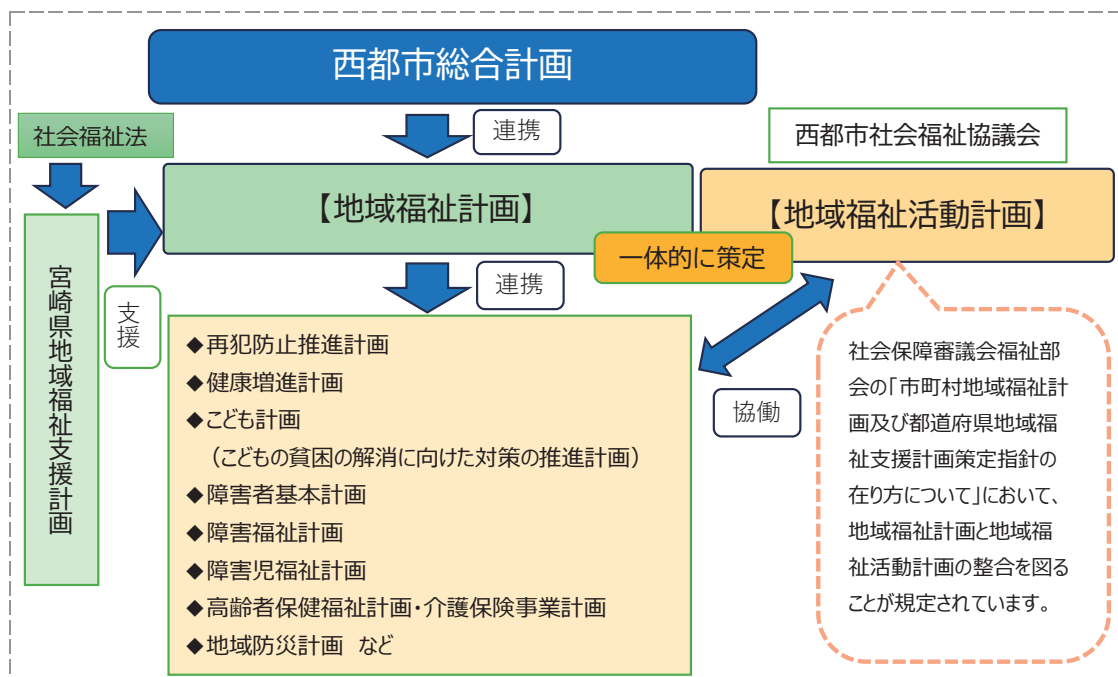


みんなで支え合う地域福祉のまち・西都

本市は、築き上げた人のネットワークにより、災害、犯罪など万が一の事態に備え、お互いに見守り、支え合って成り立っています。人口減少、高齢化が進む中で、今後も西都市民が地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、前計画の基本理念を踏襲し、基本理念を定めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、改正社会福祉法に基づき、地域における高齢者、障がい者、子どもなど、福祉に関して、共通して取り組むべき事項を定めた計画として位置づけられており、市社会福祉協議会の地域福祉活動計画はじめ、個別の福祉関連計画や宮崎県地域福祉支援計画とも整合性を図りながら策定します。



3 本計画及び関連計画の期間

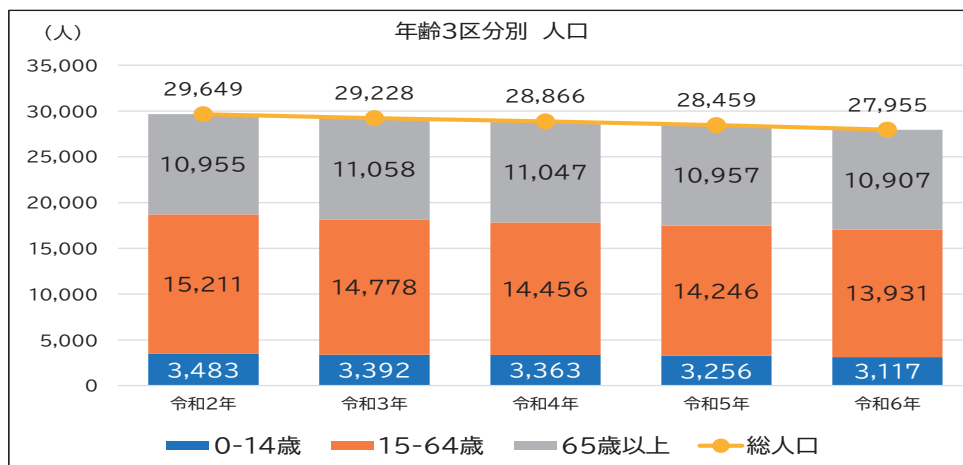
計画期間は、令和7年度～令和11年度までの5年間とし、国の政策動向や西都市・市社会福祉協議会の取り組みの状況により、必要に応じて随時見直しを行います。

計画区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域福祉計画・地域福祉活動計画		第4次西都市地域福祉計画・地域福祉活動計画				
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	西都市第十次高齢者保健福祉計画・第九期介護保険事業計画					
障害者基本計画	西都市障害者基本計画					
障害福祉計画・障害児福祉計画	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画					
こども計画 (こどもの貧困の解消に向けた対策の推進計画 包含)	西都市こども計画					
健康増進計画	健康日本21(第3次)西都市計画 ～令和18年度					

4 西都市の現状

人口の推移

令和6年4月1日現在の本市の総人口は27,955人です。総人口は減少傾向にあります。年齢3区分別にみても、3区分すべてにおいて減少傾向です。

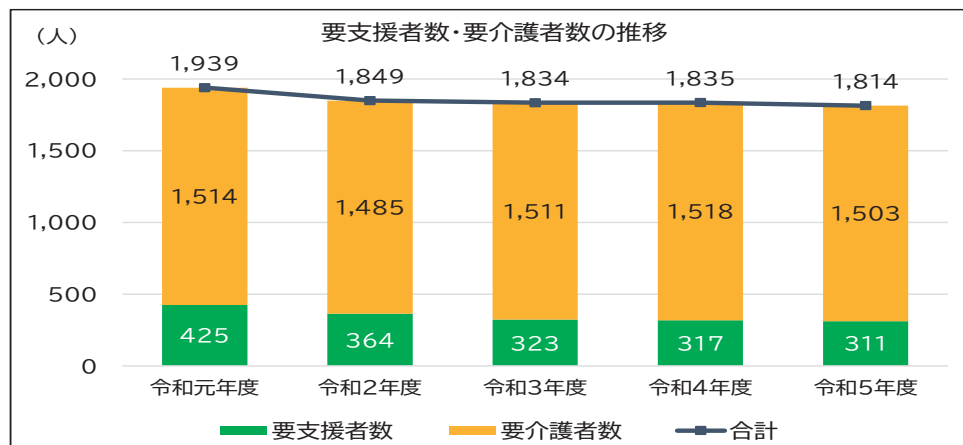


出典:住民基本台帳(令和6年4月1日現在)



要介護認定者等の状況

令和元年度から令和5年度までの要支援・要介護者数の推移は、全体で125人減少しています。要支援者は毎年減少傾向にありますが、要介護者は年度により増減があり、ほぼ横ばいの状況です。



出典:地域包括ケア見える化システム(各年10月1日現在)

5 地域福祉に関するアンケート調査から

目的： 地域福祉に関する意識や地域での支え合いの状況、日常生活での課題や問題点等を把握し、計画策定に反映させるとともに、今後の西都市の福祉行政を推進するための基礎資料とする

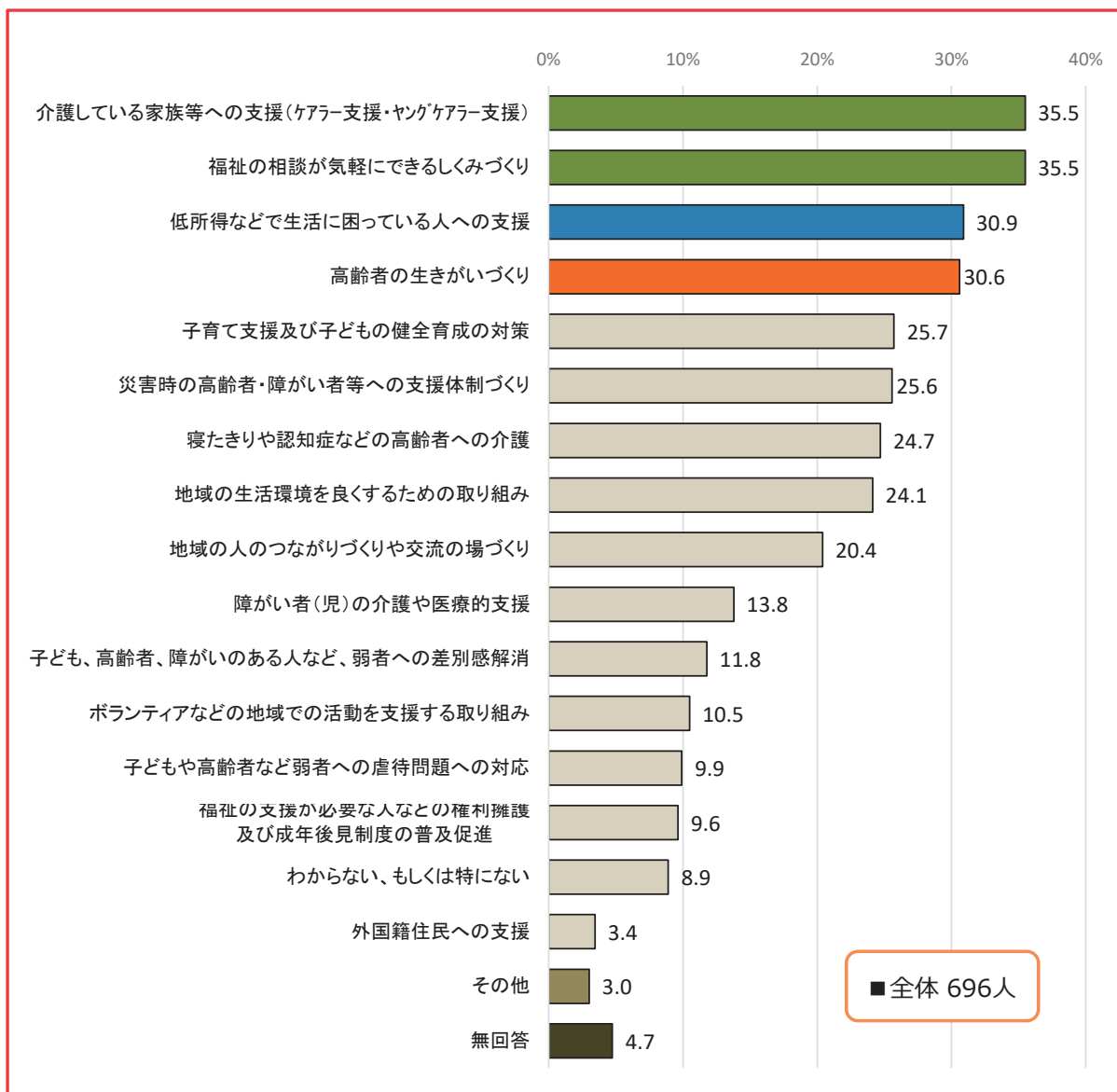
実施時期： 令和6年8月

対象者： 市内在住の10歳代から80歳代までの2,000名を抽出

配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
2,000 件	郵送 590 件	35.1%	696 件	34.8%
	インターネット 112 件			

● 西都市において、今後おおむね5年間で、特に力を入れて取り組むべきことについて（複数回答）

- （1位）介護している家族等への支援（ケアラー支援・ヤングケアラー支援） 35.5%
- （1位）福祉の相談が気軽にできるしくみづくり（断らない相談支援の構築） 35.5%
- （2位）低所得などで生活に困っている人への支援（子ども含めた貧困対策） 30.9%
- （3位）高齢者の生きがいづくり 30.6%



6 基本理念と基本目標

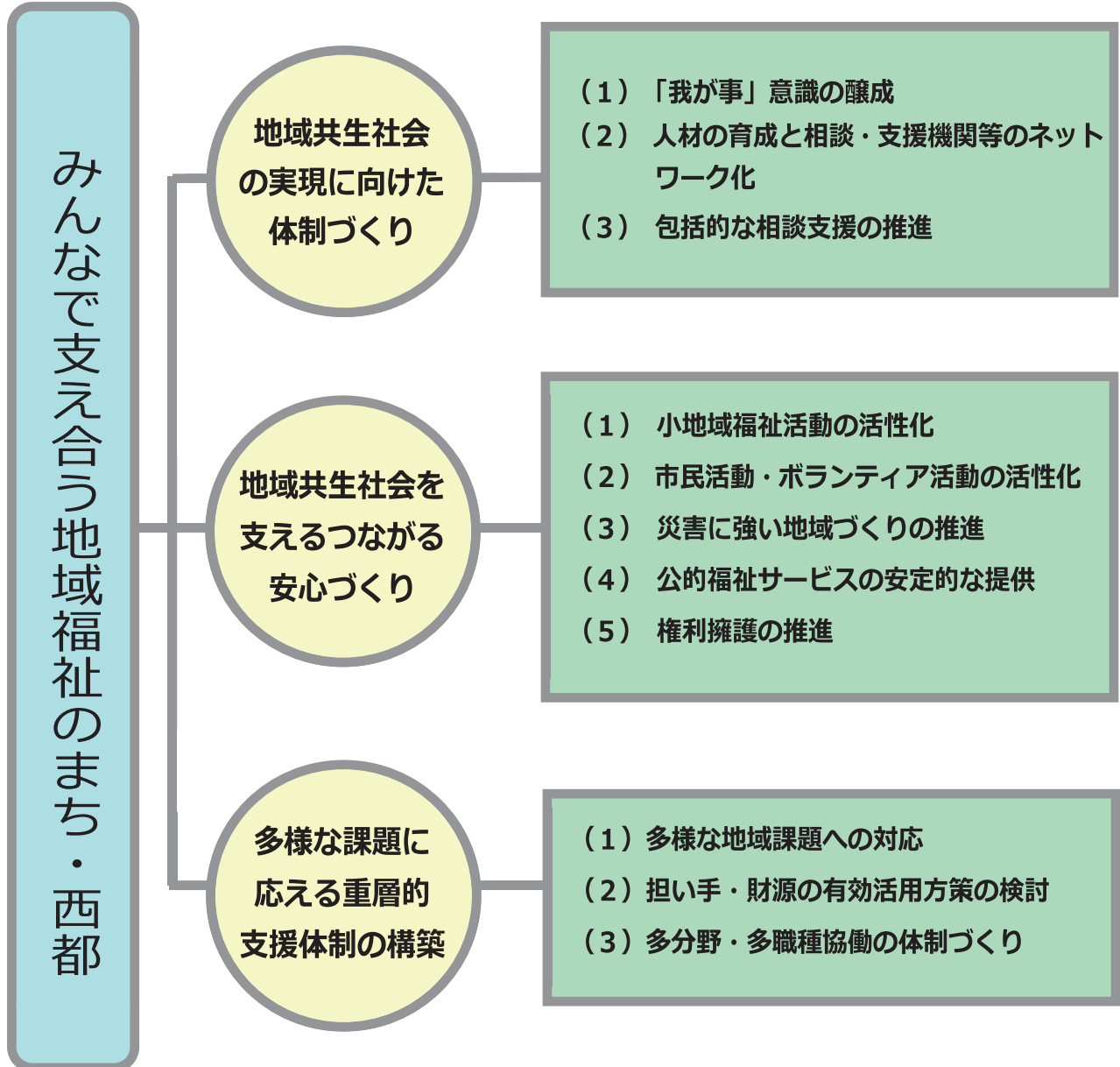


基本目標をめざし、以下の体系で施策を推進します。

《基本理念》

《基本目標》

《施策》



7 分野別施策の推進 それぞれの役割と数値目標

分野別施策は以下のとおりです。なお、施策項目ごとに、市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の取り組み方向も併せて掲げます。

本計画では、市民や住民自治・地域福祉団体、NPO・ボランティア団体、福祉事業者の役割とともに、以下の数値目標を掲げます。

【基本目標1】地域共生社会の実現に向けた体制づくり



【施策1】「我が事」意識の醸成

地域住民が市内に存在する様々な生活課題を「我が事」と感じ、福祉活動に積極的に参加するためには、福祉に関する多様な情報提供と意識啓発が不可欠です。

広報、電子媒体の積極的な活用を図るとともに、学校や地域で福祉に関する教育・学習を進め、「我が事」意識の醸成につなげていきます。

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
◆福祉に関する学習の推進	◆福祉に関する学習の推進
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆市民への啓発	◆市民・職員への啓発

【数値目標】 ※R6年度見込み

項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
SNSや広報活動を通じての情報発信数	20	40	60	80	100	120



【施策2】人材の育成と相談・支援機関等のネットワーク化

福祉活動を担うのは「人」であり、地域福祉力を高めるのは、「人」と「人」のつながり、ネットワークです。地域で自主的に多様な公益的活動を行う人材や、福祉事業所で職業として福祉事業を携わる人材の育成を図るとともに、それらの連携強化を図り、地域福祉力の強化につなげていきます。

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
◆担い手としての参画	◆人材育成への協力
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆人材育成への協力	◆人材育成への協力

【数値目標】 ※R6年度見込み

項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
認知症サポーター養成者数（累計）（人）	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400



【施策3】包括的な相談支援の推進

高齢者介護や障がい福祉の分野では、専門の相談員が、複数のサービスの中から最適なサービスを組み合わせ、サービスの提供側が連携してその人の支援計画をプランニングしていく「ケアマネジメント」が制度化されています。分野ごとのこうした個別支援計画に基づく相談支援を推進するとともに、複合的な生活課題に対しても、多機関・多職種による包括的な相談支援を展開していきます。

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
◆相談支援の利用	◆相談支援機関の周知と連携
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆相談支援機関の周知と連携	◆相談支援の実施

【数値目標】 ※R6年度見込み

項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
こども家庭センターを中心とした 相談支援件数	2,400	2,450	2,500	2,500	2,500	2,500



【基本目標2】地域共生社会を支えるつながる安心づくり



【施策1】小地域福祉活動の活性化

身近な地域で住民が集い、語らうことは、生活課題の解決のきっかけとして重要であり、気軽に集い、語らえる場や仕組みづくりを促進していきます。

地域住民の中には、体が不自由になったり、心がふさぎこんだりして、集い、語らうことが少なかったり、閉じこもりがちになっている人がいます。こうした人たちが気軽に集い、語らえる場や仕組みを提供し、楽しく活動的に日々の生活が送れるよう、支援していきます。

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
◆活動への参加	◆活動の企画・運営
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆活動の企画・運営	◆活動への協力

【数値目標】 ※R6年度見込み

項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
地域づくり協議会の活動事業数 (7地区合計) (事業)	84	84	84	84	84	84
介護予防事業の百歳体操の実施 団体数 (団体)	42	44	46	48	50	52



【施策2】市民活動・ボランティア活動の活性化

市民活動・ボランティア活動は、自身が暮らす社会で起こっている生活課題に対して、自身の力で自発的・主体的に解決していこうとする行動です。活動を通じて、地域の生活課題の改善・解決そのものが期待されますが、効果はそれにとどまらず、社会貢献意識を感じることで、活動する者自身の心身の健康や心の充足にも寄与します。

市民の自主性・主体性を尊重しながら、多様な市民活動・ボランティア活動の活性化を図ります。

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
◆活動への参加	◆活動の企画・運営
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆活動の企画・運営	◆活動への協力

【数値目標】 ※R6年度見込み

項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
市民活動支援センターの登録団体数 (団体)	20	21	22	23	23	23

**【施策3】 災害に強い地域づくりの推進**

誰もが安全に安心して地域で暮らせるよう、地域ぐるみの防災活動を進めます。特に、高齢者や障がい者など、災害時等に配慮が必要な住民に対し、近隣住民による日頃からの見守りネットワークづくりを進めます。

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
◆自主防災活動への参加・協力 ◆要支援者名簿登録の承諾	◆自主防災活動の企画・運営
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆自主防災活動への参加・協力	◆自主防災活動への参加・協力 ◆福祉避難所など応急活動への協力 ◆利用者の安全確保

【数値目標】 ※R6年度見込み

項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
自主防災組織の組織率（率）	59.09	60	60	60	60	—

※第5次西都市総合計画に基づいた数値

**【施策4】 公的福祉サービスの安定的な提供**

介護保険サービス、障がい福祉サービスなど、福祉サービスについて、それぞれの分野別計画に基づき、充実を図るとともに、全国統一のサービスメニューだけでは対応できない制度のはざまへの対応や、複合化・複雑化した福祉課題の解決を図るため、ニーズに応じた柔軟な制度・サービスの構築に努めます。

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
◆サービスの利用	◆サービスの周知の協力
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆サービスの周知の協力 ◆住民参加型福祉サービスの企画・運営	◆サービスの実施

【数値目標】 ※R6年度見込み

項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
いきいき百歳体操の実施個所数	42	44	46	48	50	52

**【施策5】 権利擁護の推進**

虐待や暴力、差別などの人権侵害を早期に発見し、関係者・関係機関が連携しながら、適切な相談支援を行い、解決にあたる擁護体制の充実に努めます。また、判断能力が不十分な状態であっても、地域で自立して暮らしていけるよう、民法上の成年後見人制度や日常生活自立支援事業等の利用促進を図ります。



市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
◆制度・サービスの利用	◆権利擁護活動への参画
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆権利擁護活動への参画	◆制度・サービスの実施

【数値目標】 ※R6年度見込み

項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
人権教育・男女共同参画に関する 研修の開催数 (国・県開催分を含む) (回)	30	30	22	22	22	22

※令和8年度以降は中学校再編に伴う減少

【基本目標3】多様な課題に応える重層的支援体制の構築



【施策1】多様な地域課題への対応



人口減少、少子高齢化などにより、社会構造が大きく変化しており、交通弱者、買い物難民、中高年の引きこもりなど、新たな地域課題が生じています。制度のはざまの複合化・複雑化した福祉課題の解決を図るため、産業分野などまちづくりの各分野の事業主体の参画を得ながら、多様なニーズに応じた柔軟な制度・サービスの構築に努めます。

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
—	◆地域での生活支援方策の検討
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆住民参加型福祉サービス等の実施の検討	◆社会貢献事業の実施 ◆サービスの「総合化」の検討

【数値目標】 ※R6年度見込み

項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
総合福祉センターを拠点とした高齢者 等への入浴や買い物支援数	10	40	45	50	55	60



【施策2】担い手・財源の有効活用方策の検討

地域福祉の現場では、人口減や高齢化から、「メンバーの固定化」「代表者が長期間在任する」「活動に変化がない」「資金不足」などの問題が顕在化しています。近接する団体や、目的が類似する団体の思い切った再編の促進や、遊休施設の有効活用、担い手のすそ野の拡大、財源確保への支援などを行い、地域福祉活動の活性化につなげていきます。

また、介護・福祉サービスの現場では、担い手不足が深刻化しており、指定、指導監査などに関する事務負担の軽減を促進するとともに、AI、ロボットの活用や外国人材の受け入れなどを促進し、労働生産性の向上を図っていきます。

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
—	◆団体の再編の検討
N P O ・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆団体の再編の検討	◆人材の有効活用 ◆施策の検討

【数値目標】

項目	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
ケアの質を向上させるための研修・勉強会の実施数	0	6	10	12	15	18



【施策 3】 多分野・多職種協働の体制づくり

生活課題の複雑化や複合的な問題の発生に対応していくため、福祉、保健、教育、住民自治、産業振興など、各分野でそれぞれの課題に取り組むこれまでのあり方を基本にしつつ、地域住民、住民自治・地域福祉団体、N P O ・ボランティア団体、福祉事業者、企業、関係団体・機関により、機動的に多分野・多職種協働の施策推進を図ります。

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
—	◆協議組織への参画
N P O ・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆協議組織への参画	◆協議組織への参画

【数値目標】

項目	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
重層的支援体制促進へ向けた連携会議の実施数	1	3	4	4	4	4

8 第 1 次西都市再犯防止推進計画

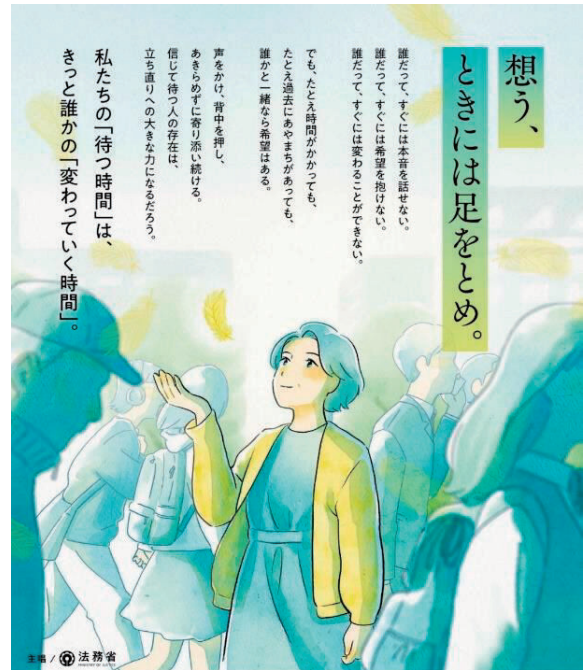
1 計画策定の趣旨

宮崎県内の刑法犯の認知件数は、粗悪犯とその他（独占離脱物横領、公務執行妨害、住居侵入、器物破損等）以外、刑法犯認知件数は微増しています。犯罪や非行をした人の中には、困窮や疾病、生育環境等、様々な生きづらさを抱え、安定した仕事や住居のない人、高齢者や障がい者など立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした人に対する課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関のみならず、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携し協力する必要があります。

こうした中、平成 28 年 12 月「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成 29 年 12 月には国の「再犯防止計画」が策定されました。宮崎県では、令和 2 年 3 月「宮崎県再犯防止推進計画」を策定しています。本市としても基礎的自治体としての役割が極めて重要であり、本計画を策定・推進することにより、地域社会で生活する犯罪をした人等に対する支援推進を図ります。

2 主な取り組み

- (1) 保護司、更生保護女性会との連携（福祉事務所）
- (2) 社会を明るくする運動（福祉事務所）
- (3) 生活困窮者自立支援（実施主体：県 連携・協力：市、市社会福祉協議会）
- (4) 学校等と連携した児童生徒の非行の未然防止（福祉事務所、教育委員会）
- (5) 保健医療・福祉サービスの利用推進（健康ほけん課、福祉事務所、市社会福祉協議会）
- (6) 薬物の乱用防止（健康ほけん課、福祉事務所）



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第74回 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」
強調月間・再犯防止啓発月間です。

社情 しゅめい

検索



第4次西都市地域福祉計画・西都市地域福祉活動計画

「第1次西都市再犯防止推進計画」

令和7～11年度

～ダイジェスト版～

令和7年3月

発行 西都市・西都市社会福祉協議会

● 西都市福祉事務所

〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町 2-1

電話：0983-43-1111

● 西都市社会福祉協議会

〒881-0004 宮崎県西都市大字清水 1035 番地 1

（西都市地域福祉センター内）

電話：0983-43-3160